

第78号議案

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年品川区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「同法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定を適用する。

（説明）地方公務員法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。